

## 第9章

### 第二次世界大戦後のエチオピアの土地制度の変遷 —土地法の検討を中心に—

児玉 由佳

#### 要約

第二次世界大戦後のエチオピアの政治体制は、帝政期、社会主義政権期、EPRDF 政権期の三つの時代に区分できる。二度の政変を経験したエチオピアでは、そのたびに異なる土地法が制定されてきた。土地法の改正は、国家の政治体制の変化と密接な関係がある。本章では、各時代に制定された土地に関する法律を紹介する。

#### キーワード

エチオピア 土地制度 土地法

#### はじめに

第二次世界大戦後のエチオピアの政治体制は、ハイレ=セラシエI世の帝政期（1930～1974年<sup>1)</sup>、社会主義政権期（1974～1991年）、エチオピア人民革命民主戦線（Ethiopia Peoples' Revolutionary Democratic Front：以下EPRDF）政権期の三つに分けることができる。まず、1930年より続いたハイレ=セラシエI世による帝政期が1974年の社会主義革命によって終焉を迎え、その後1991年にEPRDFが社会主義政権から政権を奪取した。

1974年、1991年の政権交代のどちらも武力によるもので、前政権と次政権の間には政治的断絶が生じることになり、エチオピアの政治、経済政策は政権交代のたびに大きく変化している。土地制度についても同様である。もっとも大きな変化は、社会主義政権期に行われた土地再分配であろう。

本章の目的は、国家が農村の土地制度に対してどのような政策を行ってきたのかを理解することである。そのため、本章では、帝政期、社会主義政権期、EPRDF 政権期の三つの時期それぞれにおいて、政府が土地制度に対してどのような法律を制定したのかを概観する。

---

<sup>1</sup> 1936～1941年のイタリアによるエチオピア占領期間には、ハイレ=セラシエI世の統治は中断している。

本章は、この三つの時代区分に対応する形で構成されている。第1節で帝政期、第2節で社会主義政権期、第3節で EPRDF 政権期の農村における土地制度に関する法律を概観する。ただし、帝政期に関しては、現時点で土地に関する法令などが入手できなかったため、先行研究に基づいた形で土地制度を紹介する。

## 第1節 ハイレ=セラシエ I 世帝政期 (1930~1974 年)

第二次世界大戦後の帝政期の土地制度は、戦前から続く地域ごとに異なる土地制度、それを破壊したイタリア占領、そしてハイレ=セラシエ I 世による「近代化」政策や中央集権の強化などによって、複雑な様相を呈している (Perham 1969, 354; Crewett and Korf 2008, 5-6)。

### 1. 第二次世界大戦以前/イタリア占領前 (~1936 年)

イタリア占領前の時期の土地制度は、大きく分類すると、小農の国家からの自立が比較的認められる北部のルスト=グルト (*rist-gult*) 制度と、アムハラが他の民族を支配するという権力関係の中での小作制度である南部のゲッバル=ネウエフテニヤ (*gabbar-neft'egna*) 制度となる (Dunning 1970; Pausewang 1983, 36-39; Donham 2002, 37)<sup>2</sup>。

#### (1) 北部: ルスト=グルト・システム

アムハラ州などの北部の場合、ルスト (*rist*) とグルト (*gult*) という二つの土地に関する権利がある。ルストとは、共通の祖先 (“chief father”) からの世襲にもとづいて分割相続した結果、子孫が得ることのできる土地使用权である (Perham 1969, 286; Dunning 1970, 272-273; Hoben 1973)。この権利は、個人所有を保証するものではなく、コミュニティによって承認されることが必要であるため、権利としては所有権というよりも個人使用权とするのが妥当であろう (Hoben 1973, 153-159; Pausewang 1983, 22-23)。

グルトとは、土地に絶対的な権利を持つ皇帝が、特定の土地に対して領主 (*gult lord*) に与える徴税権である (Pausewang 1983, 23-24)。皇帝によって任命された領主は、その地域の統治を行うのと引き換えに、農民から税金を徴収し、労役を命令することが

---

<sup>2</sup> グルトは皇帝の臣下だけでなく、エチオピア正教会や軍隊にも与えられている。正教会が所有していた農地の割合は推定 10~12%とされる (Dessalegn Rahmato 1984, 19)。エチオピア正教会の土地所有についても長い歴史がある (Pausewang 1983, 25) が、本章では紙幅の関係もあり割愛する。

できる。領主が自分の家臣にグルトの権利を行使させることも多く、グルトの権利は何層にもなっていることが多い。また、皇帝がグルトの権利を与えることができるため、皇帝の意向によって領主が変更されることも多く、長期にわたってその領地を統治することが保証されているわけではない (Pausewang 1983, 23-24)。ただし、グルトの権利の中には、皇帝によって相続を認められた永続的なものもある (ルステール *riste-gult*)。皇帝側は、自らの権力が弱体化することを恐れて、この権利を与えることに消極的であったが、有力な一族には与えざるをえなかったとされる (Pausewang 1983, 24)。

ルストとグルトは直接連動した関係にはない。グルトは皇帝が領主に特定の土地の徴税権を与える権利であり、ルストはコミュニティにおいて小農間で決定される土地使用権である。1930年に出された刑法第9条では、暴動や反逆の場合を除けば、犯罪者であろうとも土地使用権を剥奪することはないと定められている<sup>3</sup> (Perham 1969, 286)。農民の土地使用権に対して、グルトをもつ領主やエチオピア政府は直接関与できないと考えられる (Pausewang 1983, 29)。また、グルトールスト・システムの長い歴史の中で、小農側も、領主に対するさまざまな抵抗方法をもっていたとされる (Donham 2002, 40)。

## (2) 南部：ゲッバル・システム

南部の土地制度は、1880年代に北部のアムハラ・メネリク II 世が進めた征服によって大きく変化した (Donham 2002, 37)。指揮系統は、上から総督 (Governor)、地区司令官 (District Commander)、将校 (Officer)、兵士 (Soldier) となる (Perham 1969, 296)。メネリク II 世は、南部征服完了前後に、遠征に参加した者にグルトを割り当てた割り当てられた土地の面積は、総督から兵士までの階級によって異なる。彼らは、要塞化された町 (*ketema*) に居住し、割り当て地に住む農民 (ゲッバル *Gebbar*) から税金を徴収する権利を与えられた (Perham 1969, 296)。

南部の土地制度に関しても、グルトのように北部の土地制度と同じ単語が使われている場合が多いが、北部と異なり、領主は農民とは異なる民族の征服者であり、血縁、宗教、言語などでの共通点はほとんどない。南部の小作農民を示すのに使われるゲッバル (*gabbar*) についても、本来アムハラ語で「税金を支払う小農」という意味であり、必ずしも南部にのみ使われる言葉ではない (Crewett and Korf 2008, 10)。しかし、北部では字義通りの意味であるのに対して、南部では地主に対する農奴のような従属関係下にある農民を指す (Kane 1990, 1974; Pausewang 1983, 48)。そのため、南部の農

---

<sup>3</sup> 農民の土地使用権は、アムハラ・歴史的法律を記録している *Fetha Nagast* にも言及されており、さらにメネリク II 世時代 (治世 1889~1911 年) には、諮問委員会において刑法 30 条の内容と同様のものがすでに認められている (Perham 1969, 286)。

民と国家との関係についてはゲッバル・システムとよばれることが多い (Perham 1969, 355; Donham 2002, 41)。第二次世界大戦後の土地制度に関するエチオピア政府の議論でも、ゲッバル・システムは農奴制と同義で使われることが多い (Perham 1969, 355)。

なお、ゲッバル・システムに基づく徴税は、これまでの伝統とは異なる新たな制度であり、農民側が抵抗方法を醸成することができず、徴税は過酷になったといわれる (Donham 2002, 40)。

### (3) 無住地・遊牧民居住地域：地主－小作関係

無住地もしくは遊牧民居住地域については、政府によって北部からの移住者などに売却された。農民がその地へと移住した場合、その農民はルストを持たない小作となり、地主に小作料を支払わなければならない (Donham 2002, 41)。

## 2. 第二次世界大戦後／イタリア占領終了後 (1941～1974年)

1941年にイタリアによる占領が終了し、亡命していたハイレ＝セラシエ I 世はエチオピアに帰国した。従来の領主による統治がイタリア占領下で崩壊し、領主の権力が弱体化していた中で、ハイレ＝セラシエ I 世は、国家体制をより中央集権的な政治構造に変えるために政治改革を行った (Perham 1969, 354-355)<sup>4</sup>。

1942年に出された行政規則命令 (Administrative Regulation Decree No.1 of 1942) では、行政地域の境界を再編して領主とグルトの関係を切り離し、領主の権力の縮小を図った (Teshale 1995, 115; Zemelak 2011, 138)。南部については、総督 (Governor) ではなく、ハイレ＝セラシエ II 世によって任命された行政官が各州を統治することになった (Zemelak 2011, 138)<sup>5</sup>。そして、1966年には、正式にすべてのグルト、ルステーグルトの権利を廃止した (Pausewang 1983, 47)。各農民が領主や南部の支配者階級を経由せずに直接税金を政府に納めることになったのである (Pausewang 1983, 47; Perham 1969, 355) グルト・システムが廃止へと向かうなかで、これまでグルト・システムによって利益を享受してきた層は対抗手段を講じている。南部の場合は、小作を徴収していた側が自らを農民として登録して税金を払うことで土地を確保した。このような手続きは、そこに居住している農民に知られることなく行われた。そのため、知ら

---

<sup>4</sup> なお、1931年に出されたエチオピア最初の憲法を修正した憲法が、1955年に制定され、1957年に施行されている (Aberra 2000, 176)。この憲法は、皇帝による絶対王政を確立することを目的としたものである。この憲法には土地に関する直接の記述は無く、一般的な財産権について触れられているのみである (第43条)。

<sup>5</sup> その他にも Land Proclamation of 1944 という法律が出されているが、詳細は不明である (Perham 1969, 355)。

ずに土地保有の権利を失うことになった農民は、結果として土地を保有しない小作となってしまう、グルトが廃止されても農民の負担は軽くはならなかったとされる (Pausewang 1983, 47; Teshale 1995, 151)。

北部では、ルストのある土地では、農地をコミュニティの法的資産として認めさせることによって、負担を過剰に増やすことを回避できた。ただし、比較的裕福な世帯には、南部のように直接政府に税金を支払うことで、本来自分が耕作している面積以上の土地を登録して法的な土地保有権を得て、その土地を小作に出す者もいた。しかし、この場合でも、地主と小作が同じエスニック・グループに所属しており、南部ほど過酷な小作料の取立てにはならなかったという (Donham 2002, 41)。

## 第2節 社会主義政権期

1974年に、ハイレ=セラシエ政権は社会主義革命によって打倒された。1974年から1987年まで、エチオピアは臨時軍事行政評議会<sup>6</sup> (the Coordinating Committee of the Armed Forces, Police, and Territorial Army) による軍政下におかれた。1987年に国民投票によって憲法を批准して軍事政権からエチオピア人民民主共和国 (People's Democratic Republic of Ethiopia) となっている。1990年に統制経済と自由経済との混合経済宣言を出して経済自由化に着手したが、1991年のEPRDFによって政権を追われたため、政策としての実効性はなかった。

### 1. 土地再分配

社会主義政権期の土地制度政策の中で、農村に大きな影響を与えたものとして、土地再分配が挙げられる。1975年に出された農村部の土地の公的所有に関する布告 (Public Ownership of Rural Lands Proclamation No.31/1975) によって、土地の国有化が宣言され、土地が再分配されることになった。ただし、土地は国 (と人民) のものとされており、法律上は所有の分配ではなく、土地使用権を分配するというかたちをとる。Proclamation No.31/1975の主な特徴は、①個人、団体の私的所有の禁止、②土地の売却、貸借、担保による土地委譲の非合法化、③農業従事希望者への土地分与、④小作廃止、⑤土地再分配のための農民組合 (Peasant associations) の設立が挙げられる (Brüne 1990, 20)。

布告No.31/1975の主要な条項を訳出すると、以下の通りである<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 現地語ではデルグ (Derg:アムハラ語で“Committee”の意) と呼ばれている。エチオピア人民民主共和国へと移行後についてもデルグと総称される場合が多い。

<sup>7</sup> FAO 法律データベースに掲載されている英訳にもとづいている

・農地の公的所有に関する布告 (Public Ownership of Rural Lands Proclamation No.31/1975)

第3条 農村部の土地の公的所有

- 1) 本布告が効力をもった日より、すべての農地 (rural lands) は、エチオピア人民の共同資産となる。
- 2) いかなる人、事業組織、その他の組織も、個人で農地を所有する (hold) ことはできない。
- 3) この後は、農地、すべての森林、樹木作物に関して補償はない。ただし、その土地にある動産、建築物 (permanent works) に対しては、適正な補償が払われる。

第4条 私的所有されていた農地についての地方 (provinces) の耕作者への分配

- 3) 農民世帯に割り当てられる土地の大きさは、いかなるときでも 10 ヘクタール (1/4 ガシヤ *gasha*) を越えることはない。

第5条 土地譲渡の禁止

いかなる者も、土地を売却、交換、相続<sup>8</sup>、抵当、不動産質 (antichresis)、借地契約や別の方法で譲渡してはならない。ただし、保有者の死によって妻や夫や死亡者の未成年の子ども、これらの該当者がいなければ成年に達している死亡者の子どもが、土地を使用する権利を持つ。

第7条 大規模農場

- 1) 本布告が効力をもった日より、すべての大農場は、国営もしくは協同組合農場として組織されるか、耕作者に割り当てられる。ただし、国営もしくは協同組合農場が設立されるまでは、政府が適切と考える方法でその農場を管理し、さらに、政府が農場の運営方法を決定するまで、前所有者がその農場の運営を続ける責任をもつ。
- 2) 政府は、その農場上にある動産、建築物 (permanent works) に対しては、適正な補償を支払う。ただし、補償は土地の価値に対しては支払われない。

---

([http://faolex.fao.org/cgi-bin/faolex.exe?database=faolex&search\\_type=query&table=result&query=ID:LEX-FAOC003096&format\\_name=ERALL&lang=eng](http://faolex.fao.org/cgi-bin/faolex.exe?database=faolex&search_type=query&table=result&query=ID:LEX-FAOC003096&format_name=ERALL&lang=eng), 2014年3月1日アクセス)。なお、社会主義政権以降の中央政府の法律の条文は、公式なもののアムハラ語であり、英語は併記されているものあくまで参考にとどまる。本稿では、主に英訳を参照した。アムハラ語の条文を確認していく作業は、次年度の課題としたい。

<sup>8</sup> 続く文章から、この相続 (succession) は、現在の保有者が生存している間に配偶者や子に土地を相続させることを示していると考えられる。

## 第8条 農民組合 (peasant associations) の設立

本布告の条項を遂行するために、農民組合が設立される。その設立は、開発の目的に合うように形で行われ、チカ (*chiqa*) 地域<sup>9</sup>を基本として、最低 800 ヘクタール (20 ガシャ) の地域ごとに設立される。

## 第10条 農民の機能

農民組合の機能は以下の通りである。

1) 土地分配を請求された (*solicited*) 場合は、必要であれば政府の支援の下、下記の順位にしたがって、できる限り平等に、第8条で挙げられた地域となる土地を分配すること。

- a) その地域に居住している小作農民と前土地所有者
- b) 立ち退かされていた小作人
- c) その土地に居住しているが、仕事や十分な生計手段の無い者
- d) 他地域より来た農民
- e) 自ら耕作を行うことを希望する年金生活者
- f) [活動]維持のために土地が必要な組織

2) 政府によって出された土地使用の指示に従うこと。

3) その地域にある公共財産、特に土壌、水、森林を管理し保全すること。

4) その地域で発生した土地紛争を審理するための法的裁決機関を設立すること。

5) 流通、貸付協同組合、肉体労働や他の労働において農民の互助を支援する *debo*<sup>10</sup> のようなその他の組織を設立する。

6) 政府の協力とともに、学校やクリニック、その地域に同様に必要な施設を建設する。

7) 高齢、若年、病気が理由で、または女性で夫が死亡したために、耕作できない者の保有する土地を耕作すること。

8) 集村化プログラムを担当すること。

9) 森林、歴史的に古代の遺跡として価値のあるものを分配から除くこと。

これらの条項から明らかなのは、土地再分配を各村の農民組合にゆだねていることである。土地不足が深刻になっていたために、実際の土地再分配は、政府による徹底

---

<sup>9</sup> チカとは、行政単位としては村に相当する。帝政期には、その地域の代表であり、皇帝とその地域の領主のもっとも末端のエージェントとして、チカ・シュム (*chiqa-shum*) が任命されていた (Perham 1969, 275)。

<sup>10</sup> *debo* とは、一世帯では足りない労働を行うために、他メンバーである隣人などに労働提供してもらい、見返りに食料や飲み物を提供する互助システムである (Léonard 2013, 41, 79)。

的な再分配というよりも、主に大地主の土地のみを分配するにとどまり、再分配された土地はわずかだという報告もある (Pausewang 1990, 45)。

また、帝政期の土地制度が地域によって異なっていたため、このような政府による土地再分配に対する農民の反応も地域によって異なっていた。帝政期に厳しい小作制度があった南部では土地再分配は歓迎された。一方、小農の土地保有が確立しており、納税義務はあったものの小作制度ではない北部では政府が土地を管理することに抵抗があったといわれる (Pausewang 1990, 45)。

なお、軍事政権からエチオピア人民民主共和国 (People's Democratic Republic of Ethiopia) 樹立に当たって制定された憲法でも、土地は国家に所属している。憲法第 89 条 5 項において、「政府は、人民のために、土地と天然資源を保有し、公益と開発のためにそれらを活用する」と定められている。

### 第 3 節 EPRDF 政権期 (1991 年～現在)

1991 年に武力によって社会主義政権を倒した EPRDF は、1995 年に憲法を制定し、エチオピア連邦民主共和国 (Federal Democratic Republic of Ethiopia) を樹立した。エチオピア連邦民主共和国の大きな特徴は、その地域で多数派となる民族ごとに連邦州を制定し、住民投票などの正式な手続きをふめば、分離・独立を認めるということにある。EPRDF の経済政策は自由化路線であるが、前政権同様、土地に関しては私的所有権を認めていない。1995 年に制定された憲法第 40 条 3 項では、

農村部と都市部の土地の所有権は、すべての資源と同様、独占的にエチオピアの国家と人々に帰属する。土地は、エチオピアの民族 (the Nations, Nationalities and Peoples<sup>11</sup>) の共有財産であり、売却やその他の交換手段は行っていない。

---

<sup>11</sup> エチオピア政府が民族やエスニック・グループを指すときに、“the Nations, Nationalities and Peoples”という言い回しを用いることがある。ただし、この三つの言葉の中で、民族を表す狭義の単語はアムハラ語の原文では *nationality (bifereseb)* のみであり、*nation (bifer)* は英語と同じ「国、国民、民族」を表し、*people (hizib)* も「人々」の意味を持つにすぎない (石原 2001, 90)。栗本 (1998) は、政府が各民族の「人口規模の代表や政治単位としての強弱に基づく、格付けの道具」としてこの三つの言葉を使い分けているとしている。しかし、各単語に対応する集団と、それによって付与される権利 (たとえば分離・独立の権利など) については、厳密な定めはない (石原 2001, 89-90)。石原 (2001, 90) は、「民族」の定義に融通性を持たすことで、EPRDF 政権が複雑な民族問題に対応しようとしていることを指摘している。



と定められている。農村部の土地問題については、前政権比較しても法的枠組において根本的な違いはなく、「土地行政については、二つの政権の間では相違点よりも類似点のほうが多い」（EEA/EEPRI 2002, 27）とされる。

ただし、現在の EPRDF 政権の土地政策は、全国的に土地登記を行い、それとともに、農地利用に関する規制を緩和するなど、農民の土地使用权を保護する方向へと進んでいる。ただし、土地所有権はあくまで国家にあり、後述する Proclamation No.456/2005 の第 9 条にあるように、政府による土地分配の可能性は残されている。

農村部の土地登記は、1997 年にティグレ州で開始し、2003 年にアムハラ州、その後オロミア州や南部諸民族州などで始まった（USAID n.d., 9）。2013 年の段階でほぼ終了しているとされる<sup>12</sup>（Solomon 2006; Rahmato 2008）。登記によって保証される権利は、個人または配偶者との共同土地使用权（use right）である。共有地については、地方政府とコミュニティが使用权を持つ（Solomon 2006, 167）。

次に、農地の利用に関する規制の緩和であるが、連邦州が 2005 年に布告した「エチオピア連邦民主共和国の農地管理と土地利用に関する布告」（Federal Democratic Republic of Ethiopia Rural Land Administration and Land Use Proclamation No.456/2005）で、土地使用权に関する規定が変更されている。土地使用权（land use right）に関して重要なものと考えられるのは、譲渡に関する第 8 条、土地分配に関する第 9 条と、土地保有の最低面積に言及している第 11 条であろう。具体的な文言は以下の通りである。

・エチオピア連邦民主共和国の農地管理と土地利用に関する布告（Federal Democratic Republic of Ethiopia Rural Land Administration and Land Use Proclamation No.456/2005）

第 8 条 土地使用权の譲渡

1) 保有証明書（holding certificates）を与えられた小農、半牧畜民、牧畜民は、自分たちが退去することなく計画された開発のために十分な面積の保有地を、他の農民や投資家に賃貸することができる。期間に関しては、特定の現地の状況にもとづいて、州の農地管理法によって定められる。

2) 本条第 1 項に従って締結された農地賃貸協定は、その土地を使用する権利をもつすべての関係者の同意を確保し、審理権を有する機関によって承認され、登録されるものとする。

---

<sup>12</sup> 入手できるデータとしては、2006 年代段階で、農民世帯の半分以上が登記終了というものの（Dessalegn 2008, 181）と、2013 年時点で、オロミア州については不明だが、アムハラ州 79%、ティグライ州 88%、南部諸民族州 40%が登記終了（Solomon 2006, 169）というものがある。

- 3) 土地保有者は、自分の土地使用権を使って、彼が締結した協定にしたがって投資家と共同で開発活動を行うことができる。審理権を有する機関がこの協定を、承認し、登録するものとする。
- 4) 農地を賃借した (lease) 投資家は、自らの使用権を担保とすることができる。
- 5) すべての土地保有者は、自分の家族の成員に相続を通して農地使用権を譲渡する権利をもつものとする。

#### 第9条 農地の分配

- 1) 各州の土地管理法にしたがって、土地保有者が死亡して相続者がいない場合、または土地保有者が一定の期間以上、自らの希望に基づいて移住したりその土地を離れて居住したりしている場合、該当する農地は、土地をもたない、または土地が不足している小農、半牧畜民、牧畜民に分配されることになる。
- 2) 分配は、灌漑地を適切、公平に使用するために、灌漑地に対して行うことができる。
- 3) 土地分配が唯一の方法である場合は、小農、半牧畜民、牧畜民の希望と決議に基づいて、最低保有サイズ以下にならず、土地の断片化や天然資源の劣化をもたらさないような方法で行われるものとする。
- 4) 小農、半牧畜民、牧畜民が、灌漑設備を建設する目的で保有している土地から立ち退かされる場合、設立された灌漑開発からの利益を、公正に受け取ることができるように土地分配を行うものとする。

#### 第11条 最低農地所有規模の決定と土地の整理統合の奨励

- 1) それ以前の家族の土地保有や農地の大きさは対象では無いが、将来与えられる農地は、最低限の保有サイズ<sup>13</sup>以下にはならないものとする。
- 2) 農地が相続によって譲渡される場合、譲渡される土地のサイズが最低限の保有サイズ以下にならないようになされるものとする。
- 3) 小さい農地を開発に適したものにするために、農民は、自発的に農地を交換することを奨励される。
- 4) 農民が保有を交換しようとしている農地のサイズや肥沃度の情報は、その村に居住するほかの農民にそれを知らせるように、村 (kebele) の行政を通じて配布されるものとする。
- 5) コミュニティの要請と参加に基づいて行われる移住や集村化プログラムは、土地の整理統合の目的を考慮したものとする。

---

<sup>13</sup> 最低保有サイズについては、各州が定める。

なお、エチオピアは連邦制度をとっているため、連邦政府が公布した Proclamation No.456/2005 に基づいて各州がそれに対応する州の法律を制定することになる (Meheret 2002, 136; USAID n.d., 7)。たとえばアムハラ州では、この No.456/2005 と対応する形で、The Revised Amhara National Regional State Rural Land Administration and Use Proclamation (Proclamation No.133/2006) が出されている。村の審議手続きや年数、最低農地サイズのようなより詳細な規定については、条例である The Amhara National Regional State Rural Land Administration and use System Implementation, Council of Regional Government Regulation No.51/2007 によって定められている。

## おわりに

本章では、法制度を中心に、土地制度の変遷を紹介した。第二次世界大戦後、二度の政変を経験したエチオピアでは、そのたびに異なる土地法が制定されてきた。国家と土地制度との関係を考える場合、政府の意向を示す土地法に対して、実際の農村がどのように対応したのかについては、法律を検討しただけでは明らかにならない。国家による土地法の変化が、実際の農村の土地制度にどのように影響を及ぼしたのかについては、今後の検討課題である。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 石原美奈子 2001. 「エチオピアにおける地方分権化と地方政治」『アフリカ研究』59 85-100.
- 栗本英世 1998. 「政治化されるエスニシティーエチオピア・ガンベラ地方の事例、1991～1997年」武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するために』アジア経済研究所 45-65.

### 【外国語文献】

- Aberra, Jembere 2000. *An Introduction to the Legal History of Ethiopia: 1434-1974*. Münster:Lit Verlag.
- Brüne, Stefan 1990. "The Agricultural Sector: Structure, Performance and Issues (1974-1988)." In *Ethiopia: Rural Development Options*, edited by S. Pausewang, Fantu Cheru, Brüne, S., Eshetu Chole, London and New Jersey: Zed Books: 15-29.
- Crewett, Widke and Benedikt Korf 2008. "Ethiopia: Reforming Land Tenure." *Review of African Political Economy* 35(116): 203-220.
- Dessalegn Rahmato 1984. *Agrarian Reform in Ethiopia*. Uppsala: Scandinavian Institute of African Studies.
- 2008. *The Peasant and the State: Studies in Agrarian Change in Ethiopia 1950s-2000s*. N.A.: Custom Books Publishing.
- Donham, Donald 2002. "Old Abyssinia and the New Ethiopian Empire: Themes in Social History." In *The Southern Marches of Imperial Ethiopia*, edited by D. Donham and W. James Oxford: James Currey: 3-48.
- Dunning, Harrison C 1970. "Land Reform in Ethiopia: A Case Study in Non-Development." *UCLA Law Review*, 18: 271-307.
- EEA/EEPRI 2002. *A Research Report on Land Tenure and Agricultural Development in Ethiopia*. Addis Ababa: Ethiopia Economic Association/Ethiopian Economic Policy Research Institute.
- Hoben, A. 1973. *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia: The Dynamics of Cognatic Descent*. Chicago: University of Chicago Press.
- Kane, Thomas Leiper 1990. *Amharic-English Dictionary Volume II*. Wiesbaden: Otto Harrassowitz.
- Léonard, Thomas 2013. *Ethiopian Iddirs Mechanisms. Case Study in Pastoral Communities in Kembata and Wolaita*. Versailles: Inter Aide.
- Meheret Ayenew 2002. "Decentralization in Ethiopia: Two Case Studies on Devolution of

- Power and Responsibilities to Local Government Authorities." In *Ethiopia: The Challenge of Democracy from Below*, edited by Bahru Zewde and S. Pausewang. Uppsala and Addis Ababa: Nordiska Africainstitutet and Forum for Social Studies: 130-146.
- Pausewang, Siegfried 1983. *Peasants, Land, and Society: A Social History of Land Reform in Ethiopia*. München: Weltforum Verlag.
- 1990. "Meret Le Arrashu" Land Tenure and Access to Land: A Socio-Historical Overview." In *Ethiopia: Rural Development Options*, edited by S. Pausewang, Fantu Cheru, Brüne, S., Eshetu Chole, London and New Jersey: Zed Books: 38-48.
- Perham, Margery 1969. *The Government of Ethiopia*. London: Faber & Faber.
- Solomon Abebe 2006. "Land Registration System in Ethiopia: Comparative Analysis of Amhara, Oromia, Snnp and Tigray Regional States. " In *Standardization of Rural Land Registration and Cadastral Surveying Methodologies. Experiences in Ethiopia*, edited by S. Bekure, G. Abegaz, L. Frej and S. Abebe. Addis Ababa: Ethiopia-Strengthening Land Tenure and Administration Program(ELTAP): 165-188.
- Teshale Tiberu. 1995. *The Making of Modern Ethiopia: 1896-1974*. New Jersey: The Red Sea Press.
- USAID. n.d. "Property Rights and Resource Governance: Ethiopia."  
[http://usaidlandtenure.net/sites/default/files/country-profiles/full-reports/USAID\\_Land\\_Tenure\\_Ethiopia\\_Profile.pdf](http://usaidlandtenure.net/sites/default/files/country-profiles/full-reports/USAID_Land_Tenure_Ethiopia_Profile.pdf).
- Zemelak Ayele 2011. "Local Government in Ethiopia: Still an Apparatus of Control?" *Law, Democracy & Development* 15(1): 133-159.